

文化財の所有者の皆様へ

文化財の防犯対策の強化のお願い

最近、文化財の汚損被害が相次いでいますので、次の対策をとるなど、防犯対策の強化をお願いいたします。

- ① 日頃から、文化財やその周辺の状況を確認するとともに、文化財の周辺の整理整頓に努めましょう。
- ② 文化財とその周辺の見回りを定期的に行いましょう。当面は、夜間の見回りの実施や昼間の見回りの回数を増やすなどの対策を行うとともに、見回りの際に「特別巡回中」などと表示した腕章を着用するなど警戒していることを示すようにしましょう。
- ③ 鍵や防犯カメラなどの増強を検討するとともに、既存の防犯設備の点検を行いましょう。また、防犯設備を設置していることを明らかにしましょう。
- ④ 敷地や建造物の入口付近等に防犯に関する看板の設置をしたり、防犯訓練を行うなど更なる防犯対策を行いましょう。また、これらの防犯対策を行っていることを広報し、広く世間にアピールしましょう。
- ⑤ 犯人が犯行をためらうことがありますので、拝観者等に対して顔を見て挨拶しましょう。

- ⑥ 異常を発見した際は、110番通報を行いましょう。不審車両はナンバーを控えるようにしましょう。
- ⑦ 文化財の公開を行う際には、監視の死角や盲点となりやすい場所を確認し、必要に応じて管理体制を見直して、安全な公開ができるよう配慮しましょう。また、通常的人员で十分な監視体制が確保できない場合は、所轄の警察署や地元の教育委員会、近隣住民と相談の上、必要に応じて、巡回等の協力を依頼しましょう。
- ⑧ 被害にあった場合に備え、写真などの最新の記録をとっておくようにしましょう。このような備えは、盗難被害に対しても役に立ちます。
- ⑨ 地元の教育委員会、所轄警察署等と日頃から連絡が取れるよう、連絡先を確認しておきましょう。

※ 不明な点があれば、都道府県・市区町村教育委員会、地元の警察に相談しましょう。

本件連絡先：

兵庫県教育委員会文化財課（078-362-3927）

赤穂市教育委員会生涯学習課文化財係
（0791-43-6962）

赤穂警察署（0791-43-0110）
文化庁文化財部（代表：03-5253-4111）

※文化庁に直接お問い合わせいただいても結構です。